

「知的財産を軸とする産学官連携の新展開」

第4分科会提言

これまでの国をあげての知的財産戦略の推進により、知的財産に関する大学等の体制整備は着実に進んできている。今後は、知的財産を有効に活用して産学官連携を進めイノベーションの創出につなげていくことが重要である。

本分科会では、こうした認識の下、今後、知的財産を軸とした産学官連携を推進するため、以下のとおり提言する。

1. 知的財産活動の本格化

基本特許につながる重要な発明を国際的に権利取得する本格的な知的財産戦略を推進する。

技術分野に応じた大学等の知的財産戦略を確立する。

大学等は、ソフトウェア著作権を活用するための知的財産ルールを整備する。知的財産に関する体制やルール整備が進んでいない大学等に対し、その特色に応じた整備のための支援策を検討する。

2. 産学官連携体制の強化

国際的な産学官連携や権利取得のための大学等の国際機能を強化する。

企業と大学等とが協力して、目標を設定する共同研究を推進する。

研究者個人が対応するのではなく、大学等が責任を持ってマネジメントする組織対応型の産学官連携を促進する。

3 . 地域における連携

地域における知的財産戦略の策定・実現を促進するため、大学、地方自治体、地域の企業等が連携する場を設ける。

発明協会やJSTの支部及び各種アドバイザー・コーディネータ等が連携し、都道府県ごとの知的財産活動を推進するネットワークを構築する。

日本弁理士会と地方自治体・大学等との知財支援協定、弁護士や弁理士の知財ネットワークの活用等により、知的財産専門家の地域活動への参画を促す。大学等は、地域の企業や弁護士、弁理士等との協力関係を更に進め、これら学外リソースを活用した知的財産活動の充実を図る。

4 . 知的財産の活用促進

大学等の研究において特許情報を活用するため、「特許・論文情報統合検索システム」を早急に整備する。

重複研究の防止による効率的な研究開発のため、特許マップの利用や特許情報検索のための研修等により、研究者による特許情報の活用を促進する。

大学等の間での研究における知的財産権の使用を円滑化するため、「研究ライセンス」を活用する。また、ライフサイエンス分野において、大学等及び企業の研究における知的財産権の使用の円滑化に取り組む。

5 . 知的財産人材の育成・確保

国際的な産学官連携を進めるため、海外研修等により、大学知的財産本部において国際的に通用する知的財産専門人材の育成を促進する。

知的財産に関心のある学生・大学院生が大学知的財産本部の活動に参画する機会を設け、知的財産に関する人材を育成する。

産学が協働して知的財産人材を育成するインターンシップを充実する。

産学官連携や知的財産マネジメントを知的財産ビジネスとして確立し、若手人材のキャリアパスになることを示し、若手人材の参入とその育成を図る。